

氏名(本籍)	もりや	たけし	毅(兵庫県)
学位の種類	文学	博士	
学位記番号	博乙第	253号	
学位授与年月日	昭和60年	7月31日	
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	近世芸能興行史の研究		
主査	筑波大学教授	芳賀	登
副査	筑波大学教授	文学博士	井上辰雄
副査	筑波大学教授	文学博士	宮田登
副査	筑波大学助教授	文学博士	大濱徹也
副査	筑波大学助教授	文学博士	熊倉功夫
副査	筑波大学助教授	文学博士	谷脇理史

論文の要旨

本研究は従来の芸能史研究の方法上にみられる芸態論、環境論の二つの立場を克服するために両領域の接点になる興行史に注目し、その開拓を志向したものである。興行史研究は家元制の研究と共に近世芸能の歴史的特質を解明する上に重要な視角を提供するものである。

序章「芸能史における「近世」の萌芽—芸能の商品化と芸能市場をめぐって—」において、近世芸能史の特徴を中世後期の勸進興行の展開の変化に萌芽として見出し、芸能の商業化を露わに見せる上演形態と芸能市場の形成に求めている。そして仮設舞台から常設劇場たる芝居小屋の出現への推移を明らかにしている。

第一章「芝居と遊里」では、第一節「創始期の芝居と遊里」で女歌舞伎のあり方に接近し、六条三筋町の変遷の経緯を追求し、京都の興行地四条河原芝居町の出現過程をあわせ検討することによって、近世遊里と芝居町との連動をあきらかにする。

初期歌舞伎が幕府禁制をくぐり、近世庶民芸能として強靱な体質をきたえあげた点を第二節「初期歌舞伎の禁制」に論ずる。初期の遊里では遊女は遊里に軟禁されず、芝居興行地では遊女踊りの演出がみられ、それが遊女歌舞伎のエネルギーとなったが、幕府は都市政策の一環として遊女を囲い込み、遊廓を形成すると同時に女歌舞伎を禁制し、遊里と芝居町を分離することとした。それは

「かぶき踊」が「かぶき」時代の落し子であり、異端—かぶき—が社会的に排除の対象となり、遊里と芝居町が悪所として困り込まれていったことを意味している。

第二章「芸団の動向」では、特に十七世紀の放下芸団と蜘蛛舞の座を取りあげ、本来、曲芸的な芸態の放下が歌舞伎芸団へ吸収され移行してゆく過程を追求した。「狂言尽とその座—京都の場合」では、歌舞伎と物真似狂言のかかわりを通して狂言尽芸団の実態と、野郎歌舞伎とのかかわり、その芸態を中心に追究している。

第三章「興行の形成」では、第一節では「京都の興行慣行の確立」で、寛文、延宝期の意味を問う。寛文九年の名代赦免は、幕府の京都の行政と歌舞伎対策による歌舞伎興行の再興をなすものといつてよい。それによって同十年から開発がすすみ、延宝期には四条河原芝居町の完成がすすめられた。第二節「江戸における芝居町の形成」では江戸の初期の興行地称宜町より堺町、葺屋町を経て、芝居町の形成がすすみ、明暦三年興行地の四町集中となる過程を明らかにし、第三節で寛文、延宝期になって四座制が成立した点を追究した。

第四章「元禄の劇壇」では、第一節「元禄二年の『野郎法度』と興行界」において、野郎対策に注目することを発端に、元禄の興行界の動向を探り、その中で「座抱え制」の形成に着目する。座抱え制とは(一)芝居に出演する役者が期間を定めて一定の座に所属し、(二)座元は役者の管理責任を負うという制度で、しかもこれが幕府の風俗政策、興行政策とのかかわり、興行界に大きな影響を与えることになった。その政策の最後の段階に来るのが山村座の断絶と絵島生島事件であったともいえる。第二節「興行の構図」は、劇場興行の安定、完成期である元禄期における興行慣行の具体像を明らかにしている。

第五章「地方の興行」、第一節「地方劇壇の形成と展開」では、地方における芸能市場の形成と結びつく実相を各地で紹介し、第二節「役者の村とその系譜」では、地方農村に「役者村」と称される集団が、中世雑芸集落の系譜を引きつつ形成され、十八世紀の地方歌舞伎興行とのかかわり方を明確にする。

第六章「興行の推移」は、第一節「江戸の見世物興行と香具師」は(一)江戸における見世物の興行地の変遷に着目し、(二)その興行の主たるにない手とみられる香具師の業態の概観、(三)見世物興行への参与、(四)香具師の業態と重なりあう乞胸との関係を追究している。とくに盛り場での活動と関係づけ、香具師の消長と盛り場の動向にふれ、乞胸と香具師のなわばりとの緊張関係、さらに香具師の見世物興行からの撤退、乞胸頭の鑑札廃止等にふれ論じられている。第二節「近世中期の京都劇壇」では享保期四条河原芝居町の焼亡とその後の変化が大芝居の不振と宮地芝居抬頭を招来した点を論じ、新地形成、名代の弛緩が生れる過程を明らかにする。第三節「化政期の江戸歌舞伎興行界」では化政期の江戸劇界の基本的矛盾が、三座体制の寡占、それを打破しようとする中小諸座と興行師の上昇指向としてあらわれ、その結果座元の凋落と役者の上昇が顕在化する。その中で天保改革の差別的弾圧と芝居町の移転の意義を明らかにしている。

終章「近代「盛り場」考—新京極、千日前、浅草—」では、旧時代の盛り場—芝居と遊里に替わって新京極、千日前、浅草が生まれ、寺地上地令にもとづく空用地の再開発、計画的造成整備による

盛り場の形成が見られた。新京極は寺町の門前町、千日前は大阪市中を転々とした見世物集団の継承、浅草もまた仲見世の繁栄と奥山の伝統をうけつぎ、そこには近世の縁日市以来の多彩な景観の再現をみることができる。興行史からみると四条河原、道頓堀、猿若町に対抗し、新しい盛り場はこれを凌駕する勢力となり、官許の芝居町に対し、大衆的基盤にたつ新興の意気が高く、新地、岡場所の伝統の上にたつものと述べられている。

審 査 の 要 旨

- ① 芸能史における芸能論と芸能環境論との間に興行史の新分野を開拓したことの意義が大きい。そのさい幕府の芸能政策や、さらに遊里や芝居町との形成を、近世史の動向の上に位置づけたことは評価できる。
- ② 中世以来の芸団の形成過程を要約した上で、芸能の商品化と芸能市場を分析し、勸進興行から常設劇場への階段をあきらかにしている。
- ③ 近世遊里の創出と芝居町の形成との関連の中で、芸団の移りかわりと、興行のあり方とを結びつけている。とくにくるわの成立によって遊女の興行が制限されたことを明確にしている。
- ④ 近世芸能興行史への議論として、寛文期における本格的興行慣行の成立と全国的芸能市場の形成を明確にしている。
- ⑤ 興行慣行の成立では京都を含む上方と江戸を対比してとりあげている。そうした対比の中で両者の相違を座の伝承のあり方と劇壇の状況とのからみ合いの中で説明している。
- ⑥ 興行慣行が芝居と見物と座の三つの角度から復元的に説明が加えられ、新事実の提供を含めて説得的である。
- ⑦ 興行面において地方の興行制度と興行主体の形成過程が検討されている。被差別部落民とのかかわりで役者村の存在を具体化し、中世賤民雑芸能の系譜とのつながりと、近世社会への対応の具体的検証がおこなわれている。とくに見世物との関係のほり下げはずばらしい。
- ⑧ 十七世紀～十八世紀の見世物興行の中で、香具師、乞胸の興行者として果たした役割、さらに盛り場での両者の関係などを中心として叙述したことは、従来の香具師・乞胸研究の水準を引きあげるものである。

以上のごとき長所は、他面本書の欠点を示すことにもなっている。近世芸能興行史の研究は、中世から「近世」の発見、そして興行慣行の成立までが、極めて包括的に要領よく説明されており、さらに新しい史料を提示して学問的にすぐれたものになっている。これは、著者の属する文化集団の雰囲気と、その学問的教養の系譜の上で、当然要請される課題の追究であった。宗政五十緒氏の提言も、そうした環境の中で一つの方向を指すものである。

その反面、第五章以下では、必ずしもその方法貫徹し得ていない。それはおそらく、個別研究成果にまどわされて関心が多岐にわたったためと考えられる。とくに五章は前代の伝統継承面の説

明がもっとあってよかったのではないか。

第六章は興行主体にかかわりすぎたこと、とくに享保改革のもつ意味などを捨象しすぎて、幕府とのかかわりあいは必ずしもほり下げられていない。繁栄の様相に眼を奪われて、興行の本質とのかかわりの追究が不十分となっているのではあるまいか。大芝居と小芝居との関係など第五章との連関をさらに追究すべきではないかと思われる。

終章の近代「盛り場」の考察においては、「近代」の規定が問題となろう。むしろこれは興行史における「近世」の発見とつながり、その内容の限定をもっと明確にうち出す必要がある。株式会社に組織された興行形態のごときものを「現代」とするのかどうか、香具師を中心とする興行師の介入をもって、近代とするとき、その場合の「近代」とは何と解するのか、改めて興行主体とのかかわりで、近代のもつ意義を十分考察してもらいたい面がある。

本書は、種々の点で問題提起力をもち、かつ、こうした近代への見通しの面で一考すべきところはあるが、近世芸能史を興行史として成立させようとした意欲と、芸団と芸態、それを取りかこむ社会的環境を総合的にとらえるための芸能史研究の方法定立の点よりして、また史的事実の新知見を加えた論述からみて、当該論文は学位論文としての資格を十分具備するものと認める。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。